

(別紙4)

公立病院改革プランの概要

団 体 名		公立尾陽病院組合					
プ ラ ン の 名 称		公立尾陽病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 2月 19日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 25年度					
病院 の 現 状	病 院 名	公立尾陽病院					
	所 在 地	愛知県海部郡甚目寺町大字甚目寺字山ノ浦148番地					
	病 床 数	199床					
	診 療 科 目	内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>海部東部地域の中核病院として地域医療体制の確保を第一と考え、高度救命救急医療機関との連携を視野に、果たすべき役割(機能)を次のよう設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆海部東部地域における外来救急医療 ◆救急医療におけるスクリーニング機能 ◆亜急性期の患者及び高度救命救急を要しない患者の受け入れ 					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		地方公営企業法第17条の2に規定されている繰出基準に沿った負担及び経営安定化のための臨時的負担					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	83.7	91.2	92.8	93.4	95.2	
	不良債務比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	医業収支比率	78.9	65.5	68.5	69.6	72.7	
	職員給与費対医業収益比率	69.5	95.0	87.2	86.1	82.1	
上記目標数値設定の考え方		<ul style="list-style-type: none"> ◆平成22年度から構成団体の負担金を除々に縮減(新規投資分を除く) ◆平成23年度において減価償却費計上前の経常黒字を実現 ◆平成25年度において経常黒字を実現 (経常黒字化の目標年度: 25年度)					

				団体名 (病院名)	公立尾陽病院組合 (公立尾陽病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
1日当たり入院患者数		113	70	78	79	81	単位:人
入院単価		32,411	31,000	33,000	33,000	33,000	単位:円
1日当たり外来患者数		353	275	275	275	285	単位:人
外来単価		7,739	8,000	8,000	8,000	8,000	単位:円
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	名古屋第一赤十字病院と平成20年6月に病病連携の協定を交わし、今後も一層医療連携を強化していくとともに、平成21年度名古屋第一赤十字病院と公立尾陽病院との間で、医療連携の具体的な強化策、将来的な地域医療の提供体制等を検討するための組織を設置し、その中で検討。					
	事業規模・形態の見直し						
	経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 間接部門職員の定年退職不補充。 ② 間接部門職員のアウトソーシング。 ③ SPDシステムによる在庫管理の徹底。 ④ 後発医薬品の使用により、診療材料及び薬品費等の削減。 					
	収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ① クリティカルパスの活用、計画的な入退院による病床の有効活用。 ② 亜急性期の患者、高度医療を必要としない患者等の積極的な受け入れ。 ③ 休止中の病棟の早期再開。 ④ 関係町の自治体等が行う健康診断の受託。 					
その他	公立尾陽病院として必要となる規模・機能の検討。						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	66.60%	18年度	64.30%	19年度	55.30%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等						

団体名 (病院名)	公立尾陽病院組合 (公立尾陽病院)
--------------	----------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当院が所在する海部医療圏には下記の2つの公立病院 1の公的病院が開設されている。 公立尾陽病院(甚目寺町 199床) 津島市民病院(津島市 440床) 厚生連海南病院(弥富市 553床)			
	都道府県医療計画等における今後の方向性	県の公立病院等地域医療連携のための有識者会議において意見が示され、名古屋第一赤十字病院と公立尾陽病院を中心に救急体制を充実する方向が望ましく、名古屋第一赤十字病院と公立尾陽病院の連携を一層強化する必要があると示されている。			
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年度	<内容> 名古屋第一赤十字病院と、今後一層医療連携を強化していくとともに、平成21年度名古屋第一赤十字病院と公立尾陽病院との間で医療連携の具体的な強化策、将来的な地域医療の提供体制等を検討するための検討会を設置して検討する。		
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所)に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年度	<内容> 平成21年度中に名古屋第一赤十字病院と公立尾陽病院との間で行う検討会において検討。		
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	公立尾陽病院改革プラン策定会議			
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	年1回以上			
その他特記事項					

(別紙)

団体名 (病院名)	公立尾陽病院組合 (公立尾陽病院)
--------------	----------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	2,434	2,149	1,469	1,646	1,660	1,705
	(1) 料 金 収 入	2,288	2,007	1,331	1,476	1,490	1,535
	(2) そ の 他	146	142	138	170	170	170
	うち他会計負担金	82	83	84	110	110	110
	2. 医 業 外 収 益	216	205	654	626	616	576
	(1) 他会計負担金・補助金	52	136	651	620	610	570
	(2) 国 (県) 補 助 金	10	51				
	(3) そ の 他	154	18	3	4	10	6
	経 常 収 益 (A)	2,650	2,354	2,123	2,272	2,276	2,281
	入	1. 医 業 費 用 b	2,873	2,725	2,243	2,402	2,386
(1) 職 員 給 与 費 c		1,515	1,494	1,395	1,436	1,430	1,400
(2) 材 料 費		531	467	291	332	330	330
(3) 経 費		689	627	421	498	490	480
(4) 減 価 償 却 費		122	122	126	125	125	125
(5) そ の 他		16	15	10	11	11	11
2. 医 業 外 費 用		97	86	86	47	50	50
(1) 支 払 利 息		42	40	51	14	17	17
(2) そ の 他		55	46	35	33	33	33
経 常 費 用 (B)		2,970	2,811	2,329	2,449	2,436	2,396
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	△320	△457	△206	△177	△160	△115	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)						
	特別損益(D)-(E) (F)						
純 損 益 (C)+(F)							
累 積 欠 損 金 (G)		1,404	1,862	2,068	2,245	2,405	2,520
不良債務	流 動 資 産 (ア)	658	489	511	320	300	320
	流 動 負 債 (イ)	203	312	412	310	250	150
	うち一時借入金		200	300	200	100	
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)						
差引 不良債務 (オ)	△ 455	△ 177	△ 99	△ 10	△ 50	△ 170	
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)		186	278	78	89	△ 40	△ 120
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		89.2	83.7	91.2	92.8	93.4	95.2
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		0	0	0	0	0	0
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		84.7	78.9	65.5	68.5	69.6	72.7
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		62.2	69.5	95	87.2	86.1	82.1
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率		64.3	55.3	35.2	39.2	39.7	40.7

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=(「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=(「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	公立尾陽病院組合 (公立尾陽病院)
--------------	----------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債							
	2. 他会計出資金							
	3. 他会計負担金	115	121	66	69	70	70	
	4. 他会計借入金							
	5. 他会計補助金							
	6. 国(県)補助金							
	7. その他							
	収入計(a)	115	121	66	69	70	70	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)							
	前年度許可債で当年度借入分(c)							
	純計(a)-(b)+(c)(A)	115	121	66	69	70	70	
	支 出	1. 建設改良費	53	9	30	53	50	52
		2. 企業債償還金	59	62	61	65	68	66
		3. 他会計長期借入金返還金						
4. その他								
支出計(B)		112	71	91	118	118	118	
差引不足額(B)-(A)(C)		△3	△50	25	49	48	48	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金			25	49	48	48	
	2. 利益剰余金処分額							
	3. 繰越工事資金							
	4. その他							
計(D)				25	49	48	48	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)								
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)								
実質財源不足額(E)-(F)								

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(72,431) 276,602	(68,429) 269,954	(56,513) 734,537	(54,601) 731,000	(44,601) 720,000	(14,601) 680,000
資本的収支	() 114,837	(70,570) 121,485	() 65,968	() 69,000	() 70,000	() 70,000
合計	(72,431) 391,439	(138,999) 391,439	(56,513) 800,505	(54,601) 800,000	(44,601) 790,000	(14,601) 750,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。